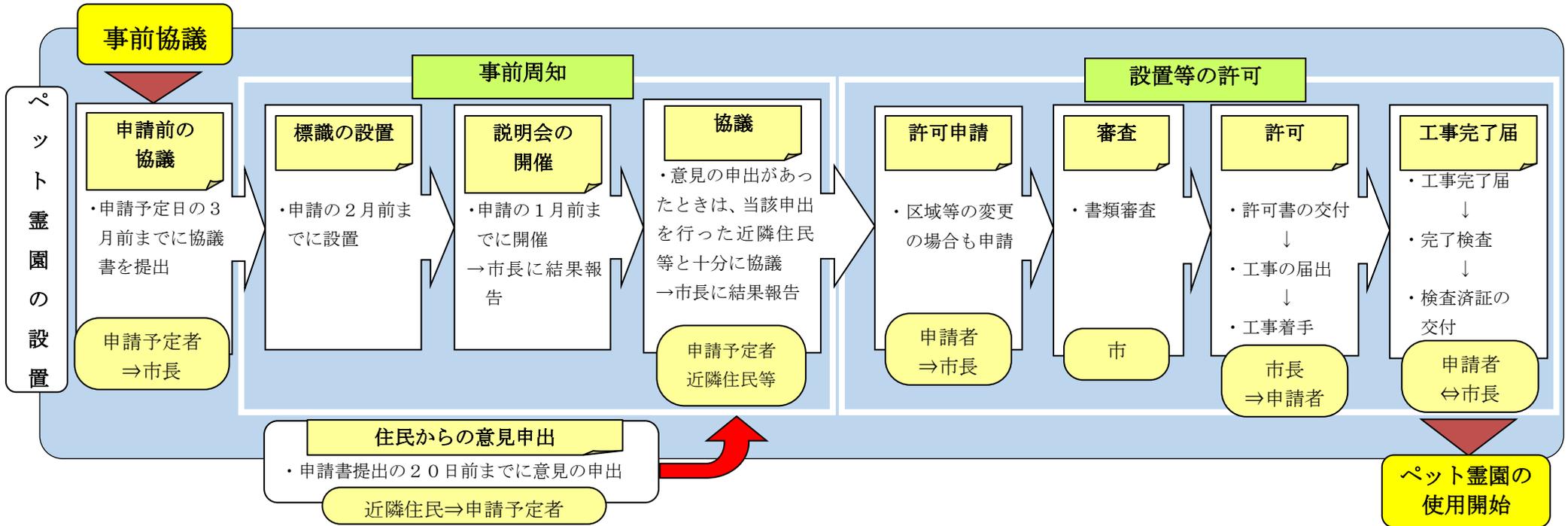


館林市ペット霊園の設置の許可等に関する条例 手続きの流れについて【フロー図】

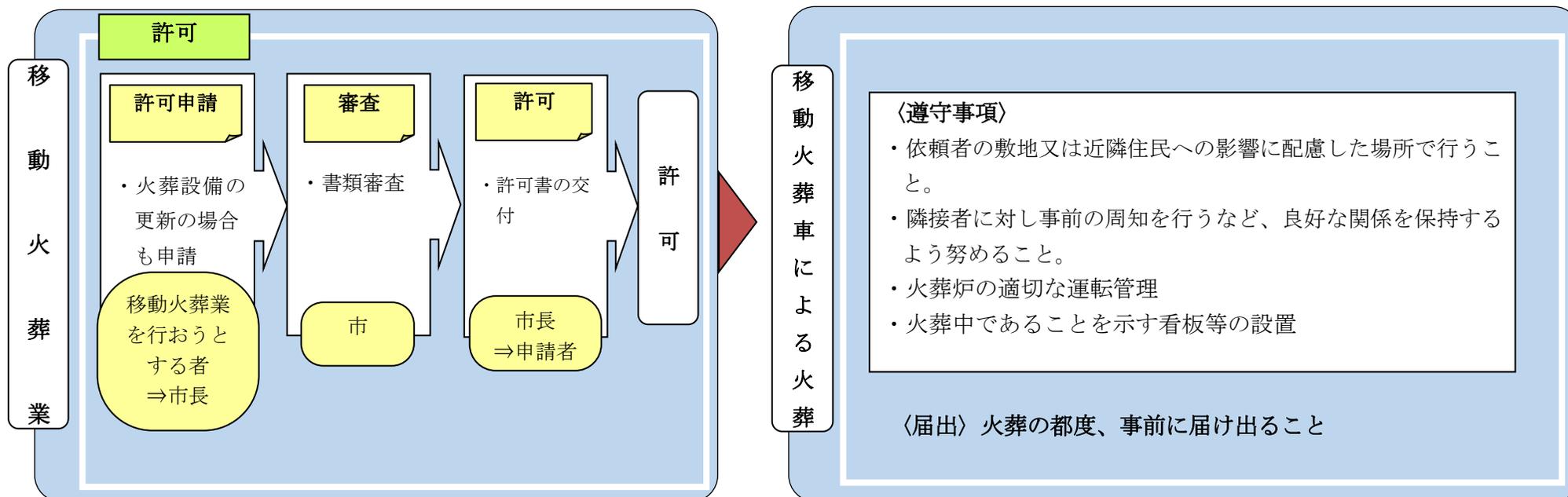
- ・ 公衆衛生その他公共の福祉の見地から、ペット霊園の設置及び管理並びに移動火葬車による火葬が適正に行われるよう必要な措置を講ずることにより、市民の良好な生活環境の保全に資することを目的とする。



《主な許可基準》

- ① 経営のための知識、技能及び経理的基礎があること。
- ② 自己所有地又は使用する権原を有する土地であること。
- ③ 住宅等からの距離が原則として120m以上であること。
- ④ ペット霊園の敷地の境界から墳墓等が見えないように構造物を設けること。

館林市ペット霊園の設置の許可等に関する条例 手続きの流れについて【フロー図】



《主な許可基準》

- ①経営のための知識、技能及び経理的基礎があること。
- ②燃焼ガスの温度が摂氏800度以上の状態でペットの死体を焼却できるもの。
- ③火葬施設外に焼却灰及び未燃物が飛散しない構造であること。